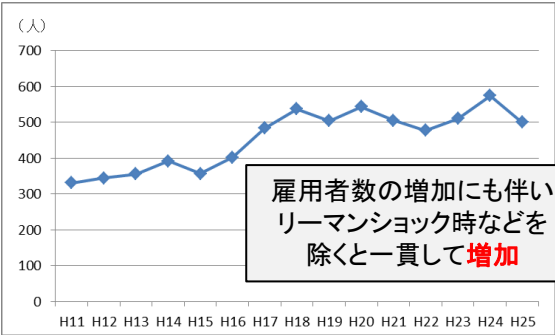


第三次産業の職場で災害が多発しています！

第3次産業では、重篤な労働災害に遭（あ）い、骨折などで4日以上にわたり仕事を休んでいる人が、年間、全国で約50,000人以上にのぼっています。滋賀県では500人を超える人が被災しています。



右表 全国の第三次産業における休業4日以上労働災害件数

H14	43,053
H19	50,076
H20	51,099
H21	48,172
H22	49,320
H23	50,243
H24	51,850
H25	51,420

左図 滋賀県の第三次産業における休業4日以上労働災害件数

第三次産業でも重篤な労災が多発

被災した場合の重篤度は、製造業と大きく変わりません

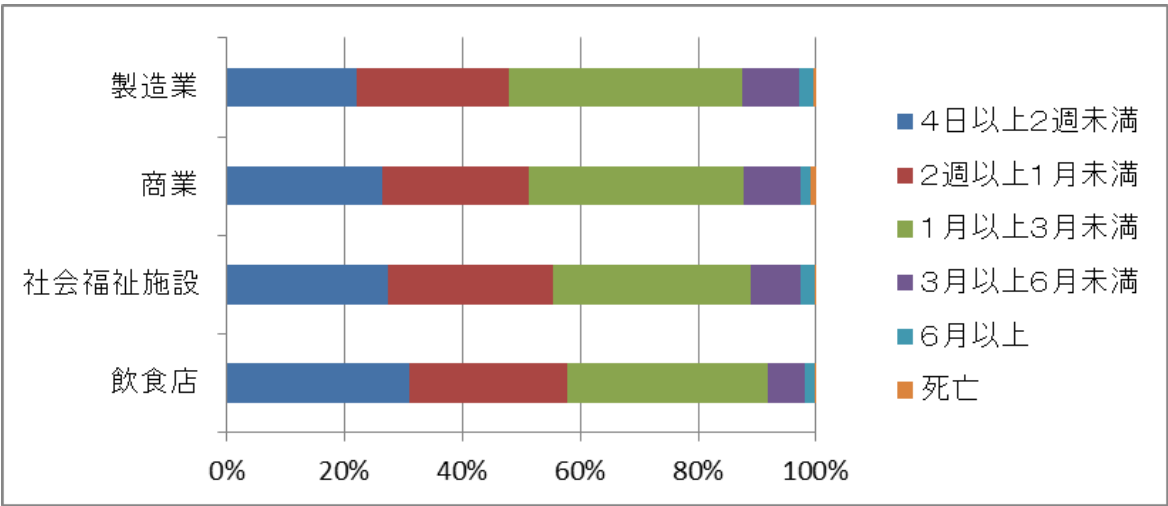


図 滋賀県における休業4日以上労働災害の業種別被災程度（休業見込み日数）

出典：滋賀労働局が労働者死傷病報告を集計。製造業はH23～H25の1,245件、商業はH21以降の959件、社会福祉施設はH11以降の883件、飲食店はH16以降の501件が対象。

第三次産業で安全担当者の配置と職務遂行が求められています

平成26年3月に厚生労働省がガイドライン（※）を策定し、従業員10人以上の事業場は、法令で選任義務のない第三次産業でも、事業者は、安全推進者を配置して、安全に関する職務を行わせることが求められるようになりました。

（※）正式名称：労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン



厚生労働省
滋賀労働局 各労働基準監督署（大津 彦根 東近江）
～ 働きやすい滋賀をめざして（労働災害ゼロ 業務上疾病ゼロへ）～

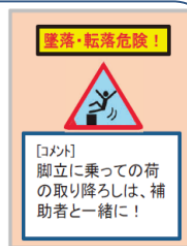
※このリーフレットやゼロ災ロゴマークは 公序良俗に反する場合等を除き、滋賀労働局HPからダウンロードしどなたでもお使いいただけます。http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei.html
※コンテンツ利用に当たっては、滋賀労働局HP利用ルールに利用したものとみなします。

どんな安全活動に取り組めば良いですか？

☑ **4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)**

☑ **KY活動(危険(K)、予知(Y))**

この「見える化」ツールは下の本省HPからダウンロードできます



☑ **安全教育・研修**

(雇入れ時・作業変更時の教育は安衛法第59条の義務です)

☑ **安全意識の啓発**

☑ **腰痛予防指針による対策**

(立ち作業、座り作業、重量物作業、介護・看護作業など)

☑ **危険の「見える化」(危険箇所に表示を)**

詳しくは、以下のホームページをご覧ください

<厚生労働省ホームページ>

[安全・衛生に関する主な制度・施策紹介](#)

[安全衛生関係リーフレット等の一覧](#)

[第三次産業の労働災害防止対策について](#)

(主な掲載資料)

- ・第3次産業で働く皆さまへ～安全で安心な職場をつくるために～
- ・安全で安心な職場をつくろう
- ・社会福祉施設における安全衛生対策～腰痛対策・KY活動～
- ・小売業における危険の「見える化」
- ・社会福祉施設における危険の「見える化」
- ・飲食店における危険の「見える化」
- ・小売業災害事例動画入 (パワーポイント)
- ・飲食店を経営する皆さまへ 労働災害防止のためのポイント
- ・職場での腰痛を予防しましょう
- ・社会福祉施設を運営する事業主の皆さまへ 介護・看護作業による腰痛を予防しましょう
- ・介護作業員の腰痛予防対策チェックリスト
- ・介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ

上に掲載の「見える化」ツール

<滋賀労働局ホームページ>

トップ → 上部の「各種法令・制度・手続き」タブ → 「[安全衛生関係](#)」

・各種ガイドラインなど (「[制度・法令など](#)」 → 「その他」 → 「[主要ガイドライン・基本通達](#)」)

トップ → 上部の「事例・統計情報」タブ → 「[安全衛生関係](#)」

・「職場での安全の基本」など (「[リーフレットなど](#)」に掲載)

・災害事例や災害分析 (「[災害事例・災害分析](#)」 → 「業種別」 → 「飲食店」「社会福祉施設」)

中小規模事業場安全衛生サポート事業 (無料)

※厚生労働省補助事業として
中央労働災害防止協会が実施しています

安全衛生の専門家が、研修会 (工業団地など企業集団を対象) や個別事業場への訪問支援を行います。中小規模事業場であって、製造業、第3次産業、鉱業などが対象です。

※平成26年度からサービス業 (第3次産業) も対象となっています。

※受付先着順です! (厚労省予算の範囲で実施)

安全衛生サポート事業

検索

滋賀労働局労働基準部健康安全課
大津労働基準監督署
彦根労働基準監督署
東近江労働基準監督署

TEL 077 (522) 6650
TEL 077 (522) 6641
TEL 0749 (22) 0654
TEL 0748 (22) 0394

 **厚生労働省**
Ministry of Health, Labour and Welfare
ひと、くらし、みらいのために

(2015.7更新)